

# 介護業界の DX レポート『デジレポ』vol.8\_全国・最新版

## 介護事業所の申請や変更などの手続きは、電子申請へ

～紙文書での書面申請から、オンラインでの電子申請へ DX 化が進む～



### 電子申請へ移行する 2025 年度の調査レポート（全国・最新版）

介護業界の DX 化を支援する公表システムサポート株式会社（東京都新宿区）では、2025 年 12 月初旬に、**全国の都道府県を対象に、介護事業所の電子申請の受付状況**を調査しました。

**介護事業者の電子申請**は、新規の指定申請や既存の変更届出、その他加算などの届出について、従来の紙文書の負担を減らして、業務の効率化を目指すものとして、**標準化した様式やシステムへ移行する制度**になります。

\* 介護保険法の施行規則を改正する省令によって、**2025 年度末までに、全国の自治体にて電子申請の利用が原則化**されます。

これまでの調査リリース『デジレポ』では、都道府県を対象にした介護事業所の電子申請の受付状況について、時系列で調査してきましたが、今回の調査では、電子申請へ移行する期限まで約 4 カ月となった 2025 年 12 月時点にて、**都道府県ごとの電子申請の受付状況**について、その経緯や特徴など、**最新版の調査レポート**として紹介します。

DX レポート『デジレポ』 vol.8

#### 介護業界の DX レポート『デジレポ』vol.8 調査概要

- ・手法：都道府県ホームページにある介護事業所向け情報を元にしたインターネット調査
- ・対象：全国の都道府県
- ・内容：介護事業所の新規指定や変更届出、加算届出などの手続きについて、電子申請による受付をしているか
- ・時期：2025 年 12 月 1~2 日時点
- ・主体：公表システムサポート調べ



全国・最新版

#### 《調査リリース『デジレポ』vol.8 サマリー》

- ・電子申請に移行して、自治体ごとの受付内容や対応状況は収斂する
- ・手数料が必要なケースでは、自治体独自システムの支払機能と連動する
- ・さらに期限を設けて、電子申請での受付を原則化する案内表示も見られる

»»» 続くページにも、調査レポートの内容を紹介しています。

<関係者の方からのお問い合わせ先>

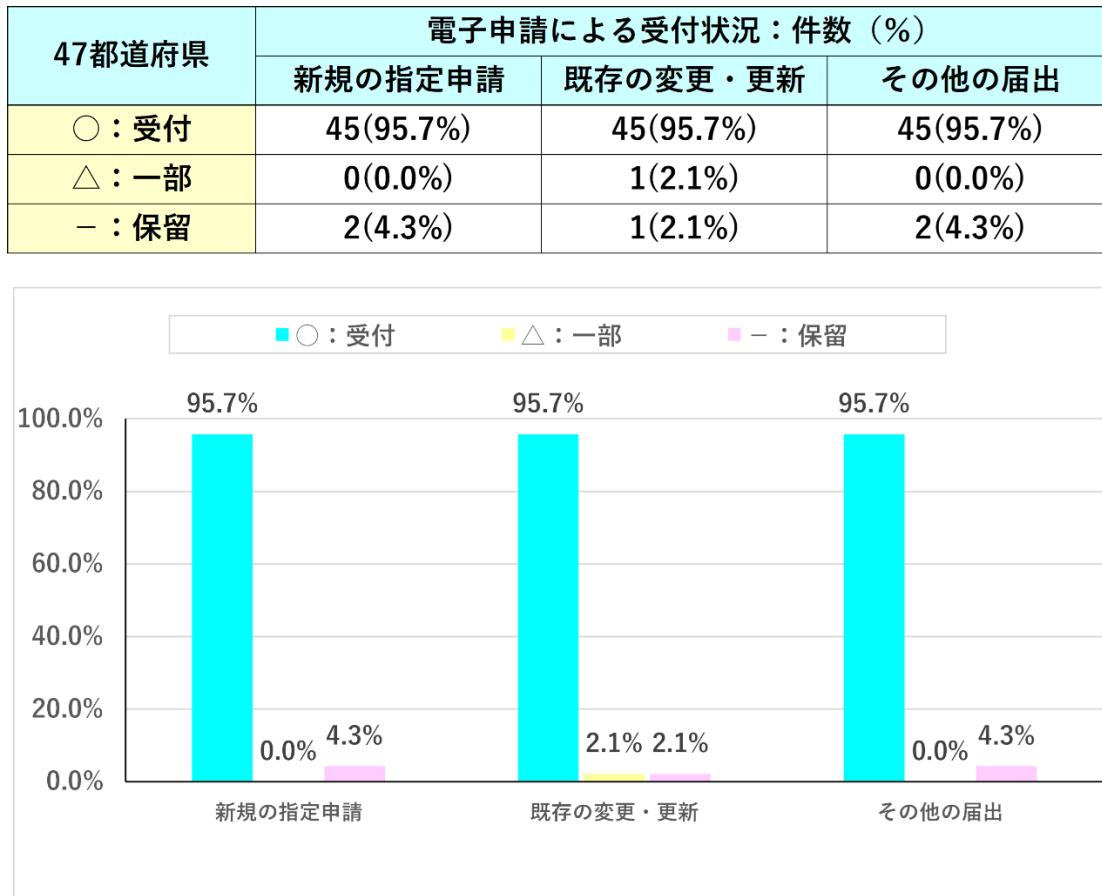
「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : <https://www.kaigokensaku.net/>

## 電子申請に移行して、自治体ごとの受付内容や対応状況は収斂する

### 【都道府県ごとの受付状況サマリー】

最新版の調査では、いずれの都道府県でも電子申請に移行して、その受付内容や対応状況が収斂する様子となっており、まさしく紙文書から電子申請へ移行する最終段階となっていました。

### 申請内容ごとの受付状況：全国の47都道府県サマリー



最新の受付状況では、**ほぼ全数の都道府県で電子申請が開始されており、一部自治体で受付が一部/保留**になっていますが、今年度中に電子申請での受付が予定されています。

これは介護保険法の施行規則の一部を改正する省令によって、**2025年度末までに、全国の自治体にて電子申請の利用が原則化**されるため、計画に沿った制度移行となっていますが、一部ではこれまでの経緯から個別対応となっているケースも見られました。

### これまでの経緯から個別対応となっているケース

- ・山形県**：令和7年12月1日から、電子申請・届出システムでの運用を開始して、当面は紙媒体での提出と電子申請システムによる提出の併用期間として、従来の方法（紙媒体）による提出も認める。令和8年3月1日からすべての申請届出について電子申請・届出システムからの提出を原則化する。
- ・富山県**：現在では従来からの書面申請での受付になるが、富山県独自の「電子申請サービス」で、介護医療院/介護老人保健施設に関する申請を受け付ける。
- ・滋賀県**：現在の電子申請・届出システムで受付をする内容は、「変更届」「休止・廃止届」「再開届」になる。「新規指定申請」「指定更新申請」「加算に関する届出」等は、電子申請・届出システムでの受付を開始しておらず従来通り紙での届出となる。（受付可能な届出は順次拡大する予定）
- ・広島県**：介護保険法に基づく全種類の届出・申請について、令和6年11月から、「広島県電子申請システム」による受付を可能となる。広島県独自の電子申請届出システムを利用して、申請時の手数料の納付は、このシステムの電子収納機能の使用が可能となる。

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : <https://www.kaigokensaku.net/>

## 手数料が必要なケースでは、自治体独自システムの支払機能と連動する

### 〔申請時に手数料が必要な自治体の状況〕

介護事業所の新規指定や更新申請の際には、手数料を徴収する自治体もあり、これは介護事業所の指定業務の事務に係る応益負担の観点から、自治体によって分かれます。

\* 地方自治法第 227 条（手数料）：普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

### 申請時の手済料（代表例）

#### 首都圏の自治体

- ・東京都、千葉県、埼玉県：徴収しない
- ・神奈川県：徴収する

#### 神奈川県の費用水準

	新規指定	指定更新
・居宅サービス	2～3万円ほど	1万円ほど
・地域密着型サービス	2～4.5万円ほど	1～2.5万円ほど
・施設サービス	4.5～6.3万円ほど	2.5万円ほど
・居宅介護支援	2万円ほど	1万円ほど
・介護予防や総合事業	1～1.5万円ほど	1万円ほど

#### 大阪府の費用水準

	新規指定	指定更新
・居宅サービス	3万円ほど	1万円ほど
・地域密着型サービス	3万円ほど	1万円ほど
・施設サービス	3～6.3万円ほど	1.6万円ほど
・居宅介護支援	3万円ほど	1万円ほど
・介護予防や総合事業	3万円ほど	1万円ほど

(京都府、兵庫県も上記に近い金額水準)

- ・地方自治法第227条に基づき、新規や更新の申請に対する審査について、応益負担の観点から分かれます
- ・手済料の納付方法は、印紙や払込、クレジットカードなど
- ・電子申請ではこの手数料に対応していないため、別途、支払の手続きが必要
- ・その他に、登記簿などの証明書発行や郵送の切手代は実費が必要

出典：各自治体のホームページや発表資料より、引用・編集（引用時点のもの）

そして電子申請で利用する「電子申請・届出システム」には、支払や決済の機能がないため、これらの申請時の手数料については、自治体独自システムと連動して納付できる特徴が見られました。

### 自治体独自システムの支払機能と連動するケース

- ・神奈川県：「e-kanagawa 電子申請」による電子納付が可能
- ・新潟県：新潟県「電子申請システム」による電子納付が可能
- ・愛知県：「あいち電子申請・届出システム」による電子納付が可能
- ・大阪府：大阪府手数料納付窓口による納付又は、「大阪府コンビニ納付システム」が可能
- ・兵庫県：兵庫県「電子納付システム」による電子納付が可能
- ・広島県：「広島県電子申請システム」による電子納付が可能
- ・香川県：「香川県電子申請・届出システム」による電子納付が可能
- ・鹿児島県：「鹿児島県電子申請共同運営システム」による電子納付が可能

このように紙文書から電子申請への制度移行に合わせて、手数料の納付もキャッシュレス決済に対応するなど、支払もスマートに行う（業務を効率化する）特徴が見られました。

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : <https://www.kaigokensaku.net/>

## さらに期限を設けて、電子申請での受付を原則化する案内表示も見られる

### 【電子申請での受付を原則化する自治体】

さらに都道府県ホームページから介護事業所への案内には、一定の移行期限を設けて、今後の申請や届出については、電子申請での受付を原則化する表記も見られました。

\*介護保険法の施行規則を改正する省令によって、2025年度末までに、全国の自治体にて電子申請の利用が原則化されることに従つたものになります。（やむを得ない事情を除く：電子機器を備えていない、災害等により電子機器を使用することができない等の事態を想定）

### 電子申請での受付を原則化する案内

都道府県	電子申請での受付を原則化する案内
岩手県	岩手県では、令和6年10月から本システムを用いた申請・届出の受付を開始しましたので、以下の内容を御確認の上、御利用ください。 なお、介護保険法施行規則の改正に伴い、やむを得ない事情がある場合を除き、原則全ての申請・届出について電子申請・届出システムでの受付に移行しますので御留意願います。
秋田県	秋田県では、令和6年4月から本システムを用いた申請の受付を開始しておりますので、以下の内容を御確認の上御利用ください。 ※本システム稼働後は、原則、電子申請・届出システムにて申請をお願いします。 ※事情により、電子申請・届出システムにて申請できない場合、従来どおり、対面又は郵送による申請も受け付けますが、その場合は事前に御相談ください。
山形県	令和8年3月1日～：すべての申請届出について電子申請システムからの提出を原則化 すべてのサービス種別において、新規指定申請を含むすべての申請届出について電子申請システムからの提出を原則とします。ただし、「やむを得ない事情」がある場合には、電子申請システム以外の方法による提出（対面や郵送による紙媒体での提出）も可能とします。
福島県	福島県では、令和6年12月1日から変更届出のみを受付していたところでありますが、令和8年1月1日より全ての申請・届出に受付項目を拡大するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、全ての申請届出について「電子申請・届出システム」からの提出を原則としますのでGビズIDの取得等、予めご準備願います。
茨城県	茨城県では、令和7年6月1日からシステムによるオンラインでの提出を受け付けます。 また、令和8年1月1日からは原則としてシステムで提出することとし、紙媒体での提出はできませんので、ご留意ください。
埼玉県	県が管轄する介護サービスに係る以下の申請・届出について、令和5年11月20日から原則として電子申請・届出システムで受け付けることとします。なお、システム障害等のやむを得ない事情がある場合には、メールまたは郵送での提出も可能です。
新潟県	令和6年1月1日以降に新潟県へ提出する介護保険事業者指定に係る申請・届出についてオンライン化することとしましたので、お知らせします。・・・（中略）・・・ 令和6年1月以降、変更届、体制等届についても、原則、国電子申請システムによる提出となります。
長野県	令和6年10月1日以降に長野県へ提出する介護保険事業者指定に係る申請・届出については、「電子申請届出システム」によることとします。
山梨県	電子申請受付開始時期の期間についてはこれまで通りの提出方法（郵送やメール等）による提出も受け付けておりますが、本格運用開始以降につしましては原則電子申請によるものとします。
石川県	石川県においても、令和6年4月より、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始しています。 ※令和8年4月以降は、県への申請届出は、原則として「電子申請届出システム」を利用してください。
静岡県	静岡県では、以下の申請・届出について、令和5年10月1日から原則として電子申請・届出システムで受け付けることとします。なお、当分の間は、紙媒体での提出も可能とします。
奈良県	令和8年4月以降は、原則当システムを利用した受付のみとなります。
京都府	「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化するための省令等改正（令和5年3月公布）が行われたことを踏まえ、京都府では令和7年10月1日より電子申請・届出システムによる電子申請を原則とします。
鳥取県	本県では、令和7年5月1日から受付を開始します。 ※従来通り書面で届出いただくことも可能です。 なお、令和8年4月1日以降は原則「電子申請・届出システム」による提出となります。
岡山県	岡山県では、令和6年12月1日より、介護保険サービス事業所の指定申請、更新申請、変更届、加算に関する届出、廃止・休止・再開届等がオンラインでできるようになりました。 そのため今後届出等が必要な際には、やむを得ない事情がある場合を除き、原則システムでの申請を行っていただきますようお願い申し上げます。
島根県	令和7年4月1日からは原則すべての申請届出について、「電子申請・届出システム」での受付に移行しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
徳島県	徳島県では、以下の申請・届出について、令和7年6月から原則として「電子申請・届出システム」で受け付けることとします。なお、同システムによる申請等が難しい場合は、紙媒体での提出も可能とします。
愛媛県	愛媛県では、以下の申請・届出について、令和6年1月1日から原則として電子申請・届出システムで受け付けることとします。なお、同システムによる申請等が難しい場合は、紙媒体又はメールでの提出も可能とします。
高知県	介護保険法に基づく申請・届出等について電子申請届出システムでの受付を開始しました。令和6年2月1日から、以下の届出は、原則として、電子申請届出システムのみの受付となります。
大分県	大分県では、令和7年4月より、「電子申請・届出システム」による申請等の受付を開始します。 次の申請・届出は、原則として「電子申請・届出システム」による受付となります。
長崎県	当面は従来の紙媒体での申請届出も受け付けていますが、令和8年4月1日からは原則すべての申請届出について電子での受付に移行しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
鹿児島県	本県では、介護サービス事業者が申請届出を簡易に行なうことができるよう、令和7年10月から全ての申請届出について、電子申請・届出システムによる受付を開始しました。原則として電子申請システムから申請を行ってください。（やむを得ない事情によりシステムによる申請ができない場合は、従来の紙媒体での申請を行ってください。）
沖縄県	令和6年4月から、介護事業所が行う各種申請等の手続きについて、電子申請届出システムの利用が原則化されます。これに伴い、下記の申請等を沖縄県に提出する場合は、原則、電子申請届出システムを利用して提出していただきますようお願いします。

出典：各都道府県のホームページより引用・編集（引用時点のもの）

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : <https://www.kaigokensaku.net/>

## 2025年度末までに、電子申請へ移行する調査レポート：まとめ

ここまでが電子申請へ移行する介護業界の DX レポートとなり、都道府県を対象にした介護事業所の電子申請の受付状況について、最新版の調査レポートとして紹介しました。

いずれの都道府県でも電子申請に移行して、その受付内容や対応状況が収斂する様子となっており、一部にはこれまでの経緯や個別対応が見られながらも、電子申請へ移行する最終段階となっています。

また申請時に手数料を徴収する自治体では、電子申請への制度移行に合わせて、手数料の納付もキャッシュレス決済に対応するなど、支払もスマートに行う（業務を効率化する）特徴が見られました。

そして2025年度末までに電子申請の利用が原則化されるため、都道府県から介護事業所への案内には、一定の移行期限を設けて、電子申請での受付を原則化する表記も見られ、今後は自治体と事業所が連携して電子化へ取り組んでいくことが必要となります。

公表システムサポートでは、介護業界の電子化や公表化などに関する案件を調査しており、隨時、こういった DX 化のコンテンツを情報発信しています。

»参考：過去のプレスリリースはこちら

・[介護業界の DX レポート『デジレポ』vol.6 介護事業所の電子申請\\_全国版](#)

・[介護業界の DX レポート『デジレポ』vol.7 介護事業所の電子申請\\_東京版](#)

・[グループ店向け「電子申請のトリセツ」サポートプランをリリース](#)

・[グループ会社向け「レベルが違う！電子申請の解説コラム」配信](#)



## 調査リリースについて[お問合せ先]

### 「公表システムサポート」運営事務局

- 所在地：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-32-10  
新宿区立高田馬場創業支援センター
- 事務局（代表）：高瀬 誠
- 連絡先：<mailto:info@kaigokensaku.net>
- WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>

公表システムサポート  
ギューンとDX！



<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : [info@kaigokensaku.net](mailto:info@kaigokensaku.net) WEB : <https://www.kaigokensaku.net/>